

令和5年度 第4回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和5年8月23日（水）午前9時58分～午前10時45分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員
事務局 高西労働局長、岡村労働基準部長、
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は、皆様御多用のところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。

ただいまから、令和5年度第4回山梨地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は、公益の石垣委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、岡松委員から、若干遅れる旨の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【（１）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）】

（反田会長）

皆さんおはようございます。

第４回の審議会です、よろしく願いいたします。

それでは、さっそく議事（１）「最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」に入ります。

８月７日に、当審議会から山梨労働局長に対しまして、山梨県最低賃金に係る答申を行ったことを受け、山梨労働局では、審議会の意見に関する公示を行いました。

この審議会の意見に関する公示に対しまして、８月２１日及び８月２２日に、合計４つの関係労働者団体から異議の申出がございました。

そこで、これらの申出の取扱いについて審議することにします。

まず、審議に入る前に、申出の内容等について、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは、異議の申出に関しまして、説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

まずは、最低賃金決定の流れの中におけます「異議の申出」の位置づけにつきまして、少し説明をさせていただきます。

お手元に配付しております審議資料を御用意いただきまして、１ページ目をお開きいただければと思います。

最低賃金法の一部を抜粋したものになります。

最低賃金法第１１条第１項に、労働局長は、最低賃金審議会の意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならないと規定されております。

この規定に基づきまして、８月７日の第３回本審終了後、最低賃金審議会の意見の要旨につきまして、山梨労働局の掲示板に公示いたしました。

次に、同条第２項では、地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から１５日以内に、都道府県労働局長に対して異議を申し出ることができることとされております。

この規定に基づきまして、今般、県内の４つの労働組合から異議の申出が行われました。

さらに、同条第３項において、申出があったときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされております。

この規定に基づきまして、本日、異議の申出に対する諮問をさせていただきたいと考えております。

次に資料の5ページを御覧ください。

このページからが、山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会、山梨県労地域ユニオン、ユーコープ労働組合の、合計4つの労働組合から提出されました異議申出書の写しとなります。

時間の関係もございますので、それぞれの異議申出書の要旨のみ説明させていただければと思います。

最初の資料が、山梨県労働組合総連合からの異議申出書となります。

要旨としましては、答申どおり938円で確定した場合、貧困から抜け出せないワーキングプアの年収200万円にも達しない。

非正規労働者が全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働かざるを得ない状況である。

このままでは、エッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできないので、最低賃金の大幅な引上げを要請する。

答申どおりであると、東京と山梨の最低賃金の格差は175円となり、県内の労働者が最低賃金の高い地域に流れていく原因の一つとなる。

全労連の調査の結果、全国どこでも時給1,500円程度が必要であり、地域間で大きな差はない。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して全国一律最低賃金制度の創設を国に求めるとともに、地域間格差是正のために、答申を上回る引上げを要請する。

異議に対する審議は、公開の場で審議するよう要請する。

意見陳述の機会の保障も要請する。

というものとなります。

次に、6ページにお移りください。

山梨県医療労働組合連合会からの異議申出書となります。

要旨としましては、最低賃金額は、全労連等の最低生計費試算調査による全国どこでも月額24万円以上必要であるとの調査結果にかなう水準に引き上げること。

答申では、最高額の東京と本県との差は175円に及び地域間格差は解消されない。

働く県によって初任給月額格差が約10万円になる実態があり、この解消なくして医師、看護師、介護職員の地域間偏在は解決できない。

最低生計費の視点からは、最低賃金は少なくとも時間額1,500円は必要であり、一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を

議論すべきである。

というものになります。

次に7ページを御覧ください。

山梨県労地域ユニオンからの異議申出書となります。

要旨としましては、答申どおり938円の場合、貧困から抜け出せないワーキングプアの年収200万円にも達しない。

県内でも非正規雇用の労働者が全労働者の約4割に達し、賃金においては最低賃金近傍の時給で働かざるを得ず、生活困窮を余儀なくされている実態である。

1日8時間働けば人間らしい生活ができるように、いますぐ時給1,500円以上を要求する。

東京等首都圏と山梨県との間で、月収で2万円以上、年収では30万円余りの格差が生じ、県内の労働者が、最低賃金の高い地域に流れていく原因の一つであり、同時に県内労働者の賃金引き上げにも影響する。

今回の改定では、Aランクにおいても上乘せ改定を答申している県があることから、山梨はBランクにさらに上乘せ改定を行うことが必要、というものになります。

次に、8ページを御覧ください。

こちらは、ユーコープ労働組合からの異議申出書となります。

異議申出事項としまして、記のすぐ下になりますが、1点目としまして、山梨県の最低賃金を時間額938円とすることに不服を申し立て、最低賃金の大幅な引き上げを行うよう再審議を求めること、2点目としまして、県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金額の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策などについて議論を尽くし、審議会を全面的に公開することを求めること、があげられており、申出事項の理由が、その後に記載されております。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明内容について、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、異議申出に関する諮問を受けたいと思います。

(労働局長から反田会長へ諮問文を手渡す。)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。

山梨労発基0823第1号、令和5年8月23日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問。

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

記。

1、異議申出日及び申出者。

令和5年8月21日、山梨県労働組合総連合。

令和5年8月21日、山梨県医療労働組合連合会。

令和5年8月21日、山梨県労地域ユニオン。

令和5年8月22日、ユーコープ労働組合。

以上でございます。

【 (2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて 】

(反田会長)

それでは、議事 (2) の異議申出の取扱いに係る審議に移ります。

まず、各側から異議の申出に対する御意見を述べていただきまして、その後、さらに審議を行い、採決を行いたいと思います。

それではまず、労働者側の御意見を伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

(白倉委員)

労働者側の見解でございますが、今回、4件の異議が出ているということなので、見解を申し上げたいと思います。

労働側については、将来的、また、連合のリビングウェッジの金額から見ても、本来であれば千円台、世界的に見ればそれ以上を必要とはしておりますが、今回の40円の金額の引上げの金額については、アフターコロナの状況、世界情勢の不

安定からの物価高騰等、情勢を勘案した結果ですね、今回の金額に至っていると思っております。

また、そのほかとしましては、賃金の積み上げの流れを止めないこと、あとですね、公益側、使用者側、労働者側が、真摯に論議を行ったことによって出た結果でございますので、今回の40円の積み上げに対しては、問題ないと労働者側は考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

次に使用者側の御意見をお伺いいたします。

(早川委員)

使用者側の意見を申し上げます。

多くの中小企業の先行きが、不安を抱えている中で、最低賃金が大幅な引上げとなりますと、地域の雇用を支える事業者を中心に負担感が増す、それによって廃業や倒産が増えるというおそれがございます。

こうした中で、企業における事業の存続と雇用の維持、これを最大限に考慮しつつ、今回の引き上げは、昨年10月以降の9か月間の県内の消費者物価上昇率の平均値であります4.3%を考慮したプラス39円、これに賃上げによる今後の購買力の向上を期待した1円を上乗せして40円としたものでございます。

したがって、企業の負担を考えますと、これ以上の引上げは当然に認められるものではなく、異議の申立てにつきましては、反対、という考えでございます。

以上です。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは公益委員はいかがでしょう。

(今井委員)

公益の見解としましては、労使の意見にあったとおりでございます。現下の経済情勢等から、十分な引上げになったと、労使間で決めていただいたというふうに理解しております。

このようなことから、公益としては問題ないと考えております。

(反田会長)

そのほか何か御意見等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出そろったようですので、本件について採決を行いたいと思います。

異議の申出は、4つの組合から出されておりますが、採決は一括で行いましょうか。

それとも個別に行いましょうか。

(各側委員)

(「一括でよい」との意見あり。)

(反田会長)

それでは、一括で採決を行いたいと思います。

令和5年8月21日に、山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会、山梨県労地域ユニオンから、それから、令和5年8月22日に、ユーコープ労働組合からなされた、最低賃金法第11条による異議の申出につきまして、「これを採用せず、8月7日付けの答申どおりとする」ということについて、賛否をお伺いしたいと思います。

慣例によりまして、反対からお伺いいたします。

反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

では次に、賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成となりました。

それでは、採決の結果、これらの異議の申出は採用せず、8月7日付けの答申どおりといたします。

【(3)最低賃金審議会の意見に関する異議申出について(答申)】

(反田会長)

それでは、ただ今の結果を労働局長に答申することにいたしますので、答申案の配付をお願いします。

(賃金室長)

それでは、答申案について朗読させていただきます。

令和5年8月23日。

山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、答申。

令和5年8月23日、貴職から令和5年8月7日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

1、異議申出者。

山梨県労働組合総連合。

山梨県医療労働組合連合会。

山梨県労地域ユニオン。

ユーコープ労働組合。

2、審議結果。

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、御意見等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この答申案につきまして、採決を行います。

まず、反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

では次にただ今の答申案に賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

全員一致で賛成となりました。

それでは、採決の結果、全会一致で答申案のとおり決定されましたので、これを労働局長に答申することにいたします。

(反田会長から局長へ答申文を手渡す。)

(反田会長)

では、ここで、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長)

ただいま反田会長から、今般の異議申出に係る審議の結果、8月7日付けの答申どおり決定することが適当との御答申をいただきました。

この答申を謹んでお受けしたいと思います。

これをもちまして、令和5年度の山梨県最低賃金は、1時間938円の金額が確定いたしました。

事務局としましては、早速、10月1日の発効に向けて事務手続きを進めてまいります。

さらに、最低賃金の周知徹底、履行確保につきまして、しっかり、確実に実施していく所存でございます。

委員の皆様方には、原材料価格やエネルギー価格等の上昇、物価の上昇など雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中、真摯な御審議と御尽力をいただきましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

引き続き最低賃金行政の推進に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

【(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(答申)】

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

議事の(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてでございます。

特定最低賃金の改正の必要性を検討するために、8月22日に開催されました、特定最低賃金検討委員会における審議の結果につきまして、公益の今井委員から報告を受けたいと思います。

(今井委員)

8月22日、昨日でございますけれども、特定最低賃金検討委員会におきまして、私が委員長に選出されましたので、私から報告いたします。

8月2日の本審において諮問を受けました、電気と自動車の2業種に係る特定最低賃金の改正の必要性について審議するため、特定最低賃金検討委員会を開催しました。

この二つの特定最低賃金改正の必要性について慎重に検討した結果、本日配付しております委員会報告のとおりとなりました。

事務局からの朗読をもって報告とさせていただきます。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、事務局は朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

本日の資料の中に特定最低賃金検討委員会報告の写しがありますので、そちらをお手元に御用意いただければと思います。

まず、最初に電気の方から朗読させていただきます。

令和5年8月22日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、特定最低賃金検討委員会委員長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当委員会は、令和5年8月2日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

令和5年8月22日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、特定最低賃金検討委員会委員長、今井幸一。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当委員会は、令和5年8月2日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認め

るとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、下記のとおりである。

同様に、委員の皆様の御名前の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見等がなければ、特定最低賃金検討委員会報告を了承することにいたします。

ただいまの報告に基づきまして、二つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議会の答申について、お諮りしたいと思います。

事務局は、答申の案を配付してください。

(反田会長)

それでは、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、まず、電気の方から朗読をさせていただきます。

令和5年8月23日、山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和5年8月2日付け山梨労発基0802第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

次に、自動車の方を朗読させていただきます。

案。

令和5年8月23日、山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、
答申。

当審議会は、令和5年8月2日付け山梨労発基0802第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申の案につきまして、何か御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この答申案につきまして採決を行います。

まず、反対からお伺いします。

反対の委員は挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

それでは、賛成の委員は挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

全会一致で決定されました。

では、この結果を労働局長に答申いたします。

(反田会長から労働局長へ答申文を手渡す。)

【(5) 特定最低賃金改正決定について(諮問)】

(反田会長)

それでは、次の議事の(5)に移ります。

7月27日に改正の申出のありました、二つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性ありとの答申を行いましたので、ここで特定最低賃金の2業種の改

正決定について、労働局長から諮問を受けることにいたします。

(局長から反田会長へ諮問文を手渡す。)

(反田会長)

では、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。

まずは電気の方から、朗読させていただきます。

山梨労発基0823第2号、令和5年8月23日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

山梨労発基0823第3号、令和5年8月23日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号。

以上でございます。

(反田会長)

はい、それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思えます。

よろしくをお願いいたします。

(労働局長挨拶)

先ほど、反田会長から特定最低賃金の二つの業種につきまして、改正決定の必要性ありとの御答申をいただきましたことを受けまして、改正の決定について調査審議を求める諮問をさせていただきました。

委員の皆様には、地域別最低賃金に引き続きまして、特定最低賃金の御審議につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

特定最低賃金は、特定の産業における労働条件の向上、事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より賃金水準の高い最低賃金が必要と認められたものにつきまして、労使主導のもと決定されるものであると理解しております。

本年度につきましても、各委員の皆様の真摯な御議論の下、労使で一致できる水準での御答申をいただけることを期待するものでございます。

以上、簡単ではございますが、諮問に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま労働局長から、特定最低賃金2業種の改正決定につきまして諮問がありましたので、今後、当審議会におきまして調査審議を進めてまいります。

【(6) 特定最低賃金専門部会の設置等について】

(反田会長)

それでは次に、議事の(6)に入ります。

ただいまの諮問を受けまして、電気と自動車の特定最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の規定に基づきまして、専門部会を設置して、調査審議を行うこととなっております。

この専門部会の設置等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、説明いたします。

審議資料の1ページ目をお開きいただければと思います。

1ページの下の方になりますが、最低賃金法第25条第2項におきまして、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、とされております。

その下の、同条第3項におきまして、専門部会につきましては、関係労働者を

代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各同数をもって組織する、とされております。

資料少し飛びまして、11ページをお開きいただければと思います。

最低賃金決定の仕組みを表した図になります。

特定最低賃金については、下の図になります。

図の中に、赤色や青や緑色の字で日付が記入されておりますが、これらは、昨年度の各手続等が実施された日付を記載したものとなっております。

今後のスケジュール感の参考にさせていただければと思います。

次に13ページをお開きいただければと思います。

こちらは、「令和5年度最低賃金改正等の推進について」ですが、このなかの、第1の2の(2)専門部会、の中の、カタカナのイにある規定によりまして、専門部会の各側の委員の数は3名とすると定められております。

ページが前後いたしますが、次に3ページをお開きいただければと思います。

3ページですが、最低賃金審議会令の抜粋となります。

最低賃金審議会令第3条第1項におきまして、委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対しまして、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされておりますので、この審議会終了後、直ちに委員推薦の公示を行わせていただきます。

この相当の期間につきましては、通常は2週間程度とさせていただいております。

この公示を行いまして、推薦をいただいたところで、局長が委員を任命することとなっております。

委員の任期についてですが、本審の委員と異なりまして、専門部会の委員には任期の規定はなく、専門部会が廃止されると任期が終了することとなります。

ここで、3ページの一番下の、審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

この規定によりまして、専門部会における金額審議が終わり、改めて本審を開催しなくてもよいように、あらかじめ、専門部会の任務が終了したときは専門部会を廃止するという議決をいただければ、2業種の最低賃金が決定した時点で、専門部会の任務が終了したということになりまして、2業種の専門部会を自動的に廃止することができます。

つきましては、本日、専門部会の廃止につきましても、あらかじめ決議をしていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、特定最低賃金の専門部会を設置すること、それから、特定最低賃金専門部会は、その任務を終了した場合は廃止すること、という2点につきまして、確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、特定最低賃金の審議につきましては、ただいまのとおり、専門部会を設置して、調査審議をすることといたします。

また、当該専門部会につきましては、その任務を終了した場合は廃止といたします。

専門部会の委員の任命につきまして、今後、事務局において、所定の手続きをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【(7) 特定最低賃金の専門部会専決決議について】

(反田会長)

それでは次に、特定最低賃金の専門部会の専決決議について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、専決決議について説明させていただきます。

再びお手元の資料の3ページを御覧ください。

最低賃金審議会令の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されております。

次に、少し飛びまして、13ページをお開きいただければと思います。

下から5行目になりますが、第1の2の(2)の工で、特定最低賃金の改正決定に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定が適用できるということになっております。

ただし、この規定が適用されるのは、専門部会における決議が全会一致の場合に限るとしてありますので、全会一致の場合のみ専門部会の決議を本審の決議にすることができることとなります。

全会一致でなかった場合につきましては、本審を開催して、改めて採決を行うこととなります。

以上のことを踏まえまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」につきまして、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とする、ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

それでは、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすることとします。

【(8)その他】

(反田会長)

それでは、最後の「その他」に移りますが、各側何かございますか。

(長谷川委員)

すいません。

2点ほど質問をさせていただきたいんですが。

今、審議のあった二つの、自動車と電気のほうの特定最低賃金なんですが、この業界の、実際に最低賃金で働いている人達ってどの程度いるのかなってというのが、なんかイメージでもいいので、わかれば教えていただきたいっていうのがあります。

私の気持ちの中で、規模をどんどん拡大していきければ、たくさんお金払ってたくさん人を雇えばいいなっていうふうに実は思っていて、それは、前からここでも申し上げたこともあると思いますけれども、この特定の業界だけ最低賃金が普通よりも高いわけですよ。

そうすると、そこで働くパートさんたちは、ある意味、いろんな会社の競争がない最低賃金で働かされている人も多いのかな、どうなのかなっていうちょっと疑問を持ったものですからそんな質問をさせていただきました。

もう一点質問ですが、この18ページにある、ちょっと今年はびっくりしたのはですね、6円とか5円とか7円とか、要は、その目安に対して、ずいぶん差があるっていうか、ずいぶん上乘せしたなって印象がありまして、Cランクが割とそういうところが多いので、地域間格差を埋めるためなのかな、どうなのかなっていうふうにも思う所もあるんですけども。

何か、こういう理由で、これだけ、要は中央の提示したものよりもこんなに上乘せされたっていうこと自体がちょっと驚きで、何か、その辺の理由がもし、伝わってきていれば教えてほしいなってふうに思います。

以上です。

(反田会長)

では最初の御質問については、労働者側どうでしょう。

(賃金室長)

基礎調査の結果であれば。

(労働者側委員)

そうですね。

そちらで。

(賃金室長)

一点目の御質問の、特定最低賃金それぞれの業種で、どの程度の労働者の方々が

最低賃金の近傍にいらっしゃるかというお話なんですが。

最低賃金の基礎調査を、地域別最低賃金の時にも資料としてご用意しているのですが、特定最低賃金についてはそれぞれの業種について対象にしてやっております。

製造業は100人未満の事業場だけを対象にしておりますので、業種全体というわけではないんですが、100人未満の事業場を対象とした調査の結果として、今年ですと、電気の方で最低賃金959円のところにいらっしゃる方が5.9%になります。

自動車の方ですと、961円のところにいらっしゃる方が2.9%になります。

(長谷川委員)

はい、わかりました。

(反田会長)

では、2点目の、プラス6円、7円につきましては、いかがでしょうか。

(山岸委員)

ちょっとよろしいですか。私の情報で、答えではないんですけども。

私も、この九州地区が、一律上がっているところを非常に気にしてまして、いろいろ情報を、各中央会を通じて聞いてみたんです。

やっぱり、九州地区は、例の台湾の半導体工場、TSMCでしたっけ、あれが工場二つありまして、大変、労働者の需給がひっ迫している、その、労務費が高いと、そういったものに対して危機感、労使ともに危機感があったのかなと、というようなお話が熊本の中央会から入っていますんで、そんなムードもあったのかなという情報だけ提供させていただきます。

(長谷川委員)

ありがとうございます。

(労働局長)

二点目の御質問につきましては、今、山岸委員の方からお話をいただきましたが、私ども厚生労働省の方ではですね、御案内のとおり、基本的には、各労働局それぞれ、議論の経過につきましては、具体的に賃金決定にあたっての細かい議論については公開されておられませんので、そのあたりはわからない部分でございますし、具体的な状況につきましても、厚生労働省本省の方から情報提供といたしますか、そういったものもございませんので、ちょっとその点についての回答については、御配意いただければと存じます。

回答になっておりませんが、申し訳ありませんがよろしく申し上げます。

(長谷川委員)

はい。

(反田会長)

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からはございますか。

(賃金室長)

今後の日程等について説明させていただきます。

特定最低賃金専門部会につきまして、労働者側、使用者側から委員の御推薦をいただきまして、専門部会の委員が決定しましたら、速やかに専門部会の日程調整をさせていただきます。

また、専門部会における決議が、全会一致とならずに本審を開催する場合に備えまして、本審委員の皆様全員に本審開催の日程調整も併せてさせていただきますので、日程の確保などにつきまして、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和5年度第4回山梨地方最低賃金審

議事を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と早川委員にお願いします。

それでは、お疲れ様でした。

ありがとうございました。